

今回のテーマ

標準保障について②

●借入金対策資金



企業の大半は、借入金に頼って経営が成り立っていますが、そのほとんどの場合、経営者やその配偶者が連帯保証人となり、自宅等を担保に入れているケースが多く見受けられます。

つまり、企業の経営者は会社と家庭を切り離すことができないのです。この対策資金は、企業の負債を家庭に持ち込まないように手当てしておくためのものです。

また、経営者の死亡を聞きつけ、早々に債権を回収しにきた関係者に、この対策資金(＝保険金)から不足なく支払いができれば、「経営者が交代しても資金が回っていて安全な会社だ」といった良い噂も広がり、関係者とも良好な関係を保つことができます。

さらに、まとまった金額で借入金等の外部負債を返済できれば、資金繰りの負担が軽減され、次期後継者も経営を立て直すまで「時間」を稼ぐことができます。企業の存続を考えた場合においても重要な資金です。

事業継続のために借入金の返済が滞りなく行えるように、短期借入金、長期借入金に応じた保障の準備が必要です。

この借入金合計額に対して法人税などを考慮すると、約1.49倍した額が必要保障額となります。

担当：堀内 勇一